

日立サステナブルエナジー株式会社「(仮称)長岡風力発電事業 環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和3年4月26日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)長岡風力発電事業環境影響評価方法書について、日立サステナブルエナジー株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、新潟県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：新潟県長岡市及び出雲崎町
原動力の種類：風力(陸上)
出力：最大46,200kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 2年 5月14日
環境大臣意見受理	令和 2年 7月21日
経済産業大臣意見発出	令和 2年 8月 6日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 2年11月 5日
住民意見の概要等受理	令和 3年 1月19日
新潟県知事意見受理	令和 3年 4月16日
経済産業大臣勧告発出	令和 3年 4月26日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤
電話03-3501-1742(直通)

日立サステナブルエナジー株式会社「(仮称)長岡風力発電事業
環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域の周辺においては、他事業者による風力発電事業が計画されていることから、他事業者との積極的な情報交換等に努め、累積的な影響についても、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 鳥類の実態をより把握出来る調査について検討を行った上で、適切な調査、予測及び評価を実施すること。
3. 風力発電設備が並ぶことによる生息地の分断など、動物の生息環境等への影響が懸念されることから、風力発電設備の設置や道路の改変等による影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 典型性注目種については、現地調査の結果等を踏まえて適切に選定すること。
5. 主要な眺望点には、環境騒音の調査地点である実施区域付近の集落等や、長岡北スマートIC付近、長岡市東側の悠久山公園など、地域住民の多様な生活環境を考慮した地点を追加すること。

(新潟県知事からの意見書の写しを添付)